



1 人権とは

20世紀前半の二度にわたる世界大戦の反省に立って、地球上に生きる全ての人に対する基本的人権の尊重こそが世界平和の基礎であることを確認した「世界人権宣言」が、昭和23年（1948年）に採択されてから、既に70年以上が経過しています。

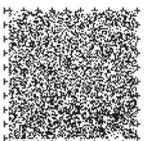
その前文では、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」と謳われています。また、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」（第1条）、「すべて人は人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地¹、その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。」（第2条）、「すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。」（第3条）と規定されています。

人権は世界における自由、正義、平和の基礎であり、全ての人々が人権と基本的自由を享受するうえで平等であるという普遍的な人権についての原則が、ここに明示されています。これは、人権の尊重と擁護が、国を越えた共通の課題であることを世界の各国が再認識し、その実現には各国の絶え間ない努力が必要であることを指摘したものであると言えます。

日本国憲法においては、人権、信条、性別、社会的身分、門地などによって差別されないとする法の下での平等、思想及び良心の自由、信教の自由、学問の自由、生存権、教育を受ける権利、勤労の権利など多くの種類の人権を基本的人権²として保障³しています。

¹ 門地：家柄、家の格

² 日本国憲法第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。



³ 日本国憲法第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

人権とは、人間が誰もが生まれながらにして持っている基本的な権利のことを言います。「人権」というと、「難しい・堅苦しい」とか、「自分には関係ない」と考えてしまうなど、普段の生活からかけ離れたことと受け止められる傾向があります。しかし、人権問題は、私たちの日常生活の場である家庭、地域、職場等あらゆるところに存在しています。

2 人権研修に当たって



時として、誤解や偏見から差別意識が生まれたり、気付かないうちに人の心を傷つけたりすることがあります。一人一人が同和問題（部落差別）をはじめ様々な人権問題について正しく理解するとともに、身近にある人権問題に気づき、自分のこととして考え、行動できる態度を身に付けることがとても大切です⁴。

そのためには、様々な人権問題について研修し、正しい知識を身に付けるとともに、相手の立場や気持ちに敏感になるよう、人権感覚を磨くことが必要です。

この研修テキストによって、同和問題（部落差別）について理解するとともに、「もし、自分だったら…」と自分のこととして考えてみるのが大切です。

また、同和問題（部落差別）に関する当事者や関係者の話を聞いて思いを共有したり、自分の生活する地域や職場の中で、同和問題（部落差別）について話し合うなど、様々な方法により、繰り返し研修して理解を深め、差別を許さない態度を身に付けていきましょう。

⁴ 日本国憲法第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

